

事務連絡
令和3年8月17日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）
の追加交付について

令和3年8月17日の第73回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の一つとして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」の追加交付が示され、先行交付を行った都道府県に加え市町村も対象として交付することとされたところです。

当該交付金の追加交付は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県や市町村が地域の実情に応じて、きめ細かく支援の取組を着実に実施することを目的としています。

概要については別添のとおりであり、関連する改正版の制度要綱等の詳細については、近日中に別途通知します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

<関係資料一覧>

別添 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付 別 添

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県や市町村が地域の実情に応じて、きめ細かく支援の取組を着実に実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」を追加交付する。

- 予算額 3,000億円
 - ・都道府県 2,000億円
 - ・市町村 1,000億円

※ 4月に創設した「事業者支援分（5,000億円）」の留保額2,000億円を都道府県に交付するとともに、R2年度三次補正の繰越分を活用し、市町村に1,000億円を交付する。

- 対象事業：新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援
感染症防止強化策・見回り支援

＜取組例＞

- ・事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
- ・飲食・観光・交通事業者等への支援
- ・感染症防止強化策・見回り支援
- ・ワクチン接種の進捗後の円滑な事業再開支援
- ・上記都道府県事業の上乗せ・横出し（市町村） 等

- 算定方法：事業所数を基礎とし財政力を反映して算定